

和歌山市特定健診受診券等封入封緘業務委託仕様書

1 受診券（ア）の作成

- ① サイズ・形態 A4 両面印刷 連続用紙
② 色・厚さ ピンク色 中厚口（白紙に全面カラー印刷可）
③ 数量 68,000部
封入封緘で発送する対象者以外に、上記部数のうち、本市で個別に発送する対象者用に、別途4,000部を本市に納品する（納品後、本市がただちに利用（レーザプリンタで出力）できるようにカットしたもの。）
④ 校正 校正要（校正回数：2回以上）及び印刷用紙見本の提出
⑤ 印刷 両面印刷・1色（黒）
⑥ 受診券用紙へのデータの印字
- 文字コード等
 - ・ U n i c o d e (U T F - 1 6)
 - ・ M S 明朝またはM S ゴシック (J I S 2 0 0 4) 等
 - ・ 可変長データ
 - ・ 和歌山市外字データはT T E ファイルで提供
 - ・ フォントについては甲乙協議のうえ変更可能とする。
 - テスト印字
 - ・ 本業務の受託者決定後、テストデータ（和歌山市外字を含む）を提供する。受託者はテスト印字を実施し、文字が正確に印字できているか確認した後、本市に納品する。テスト印字で使用する用紙については、④の校正後に作成した用紙を使用すること。
 - 件数
 - ・ 片面で、約63,000部
 - 管理連番
 - ・ 受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は本市と協議のうえ決定すること。また、本市から提供するデータに対し、受託者独自の管理連番を挿入したデータを本市に提供すること。提供時期は成果品の納入時期とする。
 - 郵便区内特別
 - ・ 封筒窓から見える位置に「郵便区内特別」と印字すること（対象者のみ）。
 - データ提供日
 - ・ 令和8年4月上旬

2 その他の印刷物

- ・ 封筒（イ） 235mm×120mm 窓付封筒を印刷
ハーフトーンカラー99等プライバシー保護用 1-1
料金後納 47,000通（バーコード対応）

- ・ 受診案内（ウ） A3 マットコート73K 4-4 DM折 47,000部
- ・ 医療機関名一覧①（エ） A3 55K 1-1 DM折 47,000部
- ・ 医療機関名一覧②（オ） A3 55K 1-1 DM折 47,000部

- ・がん検診案内（カ） A4 55K 1-1 三巻折 47,000部
- ・（イ）～（カ）についてはユニバーサルデザイン（フォント・レイアウト等）の手法を用いて原稿案を改善すること。

3 抜き取り

本市が別途指定する被保険者の受診券について、印字済みの受診券の中から抜き取る。

抜き取りの情報は電子メールにて提供する。件数は約200件。

本市からの抜き取り指示については、別紙1の提供データの「国保世帯単位連番」または「郵便管轄局判定、国保世帯単位連番、同一世帯内人数、同一世帯内連番」をキーとして使用するかを本市と協議すること。

4 封入方法

1通（イの封筒）に5種類（受診券ア、印刷物ウ～カ）を、世帯ごとに封入封緘（＊1）する。印刷物ウ～カについては、同一の印刷物のため、名寄せの必要は無い。

（＊1）和歌山市の電子計算組織により作成した特定健診対象者の通し番号表に基づき、世帯ごとに封入封緘する。

5 郵便区分等

① 料金特別（中央）〒640-01××、〒640-8×××

② 料金特別（南） 〒641-×××

③ 料金後納 上記以外

以上に分けて箱詰めする。箱には上記郵便区分、郵便番号、搬入郵便局名、重さごとの通数を記載し箱内に入っている内容が判別できるようにすること。また、送付種別及び重さごとの通数、箱数等を記載した票を作成すること。

提供データのレイアウト、印字位置については別紙1～2を参照。

6 納入時期

令和8年4月末予定。詳細日時については、本市と協議して決定する。納入期日が決定され次第、これを明記した請書を本市に提出すること。なお、納入時刻を定めなかった場合は、当日15時までに納入すること。

7 成果品の納入

成果品は、本市の立会いのもと、本市が指定する日時に和歌山中央郵便局へ搬入する。

また、指定した抜取分と余剰分は、和歌山市役所へ納入する。

8 データの管理

受託者は、本仕様書の目的を充分理解し、本市が交付するデータ等の保管にあたっては、紛失等の事故が起こることのないよう、受託者の責任のもとに厳重に管理すること。また、安全管理措置等の履行状況について、本市に報告しなければならない。

データ廃棄にあたっては本市の指示に従い、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

9 データの引き渡し等について

データの引き渡しは総合行政ネットワーク（LGWAN）またはセキュリティ便等を使用し、必要な手段は受託者が用意することとする。

10 個人情報取扱特記事項の遵守

受託者は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

1.1 受託者の資格要件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度の認定又は、これと同等以上の資格を取得していることを証明する書類の提出ができるここと。

1.2 事故発生時の報告義務

受託者は、受託業務処理中に事故が発生したときは直ちに本市に報告するとともに、本市の指示を受けなければならない。

1.3 その他

本業務を実施するに当たっては、労働基準法、和歌山市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

1.4 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

この仕様書に定めのない事項及び細目については、本市及び受託者が協議の上定めるものとする。

ファイル仕様書				作成日	版	作成者
				2017/3/14	4	
ファイルID	VERF8967					
ファイル種別	CSV	用途	帳票			
用途	特定健診受診券(外部委託用)					
説明	①文字コード:Unicode16 ②サロゲートエリア:有 ③エンコーディング:UTF-16LE ④データ形式:CSV(可変長) 例)"データ1","データ2",... ⑤フォント:MS明朝 ⑥和歌山市独自外字(ユーザ外字):共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定です。					

NO.	データ編集元	NO.	データ編集元
1	FZ住民情報	5	
2	FZ国民健康保健情報	6	
3	FZ送付先情報	7	
4	VG結果情報	8	

No.	項目	書式	バイト数	ソート		抽出元
				順位	種別	
1	連番	9	10			レコード番号をセットする。
2	送付番号_郵便管轄局判定	9	1			送付番号_郵便管轄局判定
3	送付番号_国保世帯単位連番	9	6			送付番号_国保世帯単位連番
4	送付番号_同一世帯内人数	9	1	2		送付番号_同一世帯内人数
5	送付番号_同一世帯内連番	9	1			送付番号_同一世帯内連番
6	世帯先頭フラグ	X	1			「#」を設定
7	受診券整理番号	9	11		4	VG結果情報(受診券整理番号) 結果値 (業務CD:2001、種別CD:パラメータの実施種別CD(VZ コード:800022⇒分類コード1より取得する。)、事業 CD:0000、受診日:最新、項目CD:56000002→56000013
8	被保険者番号	X	6	4	2	FZ国民健康保険情報_番号
9	死名番号	9	15		1	FZ住民情報_個人番号 (※窓空き封筒欄印字用項目)
10	送付先郵便番号	N 例) 〒123-4567	10	3	3	FZ送付先情報が設定されていれば優先的に出力する。送 付先が設定されていない場合は、FZ住民情報を出力す る。
11	送付先住所	N	200		3	
12	送付先方書	N	150		3	
13	送付先氏名	N	150		3	
14	送付先住所_方書	N	350			送付先住所+送付先方書
15	送付先フラグ	9	1	5		個人番号でFZ送付先情報が取得できる場合: 送付先フラグ:「1」 取得できない場合: 設定しない
16	統納	9	2	6		「独自統納コード」によって、設定する
17	氏名	N	150		1	通称名(PKG標準)
18	性別	N 例) 男 or 女 or 不明	4		1	性別はコードではなく「男」「女」とセットする。
19	生年月日	N 例) 昭和52年(1977年)5月	36	7	1	FZ住民情報_生年月日
20	住基郵便番号	N 例) 〒123-4567	10		1	
21	住基住所	N	200		1	FZ住民情報を出力する。
22	住基方書	N	150		1	
23	住基住所_方書	N	350			住基住所+住基方書
24	交付年月日	N 例) 昭和52年(1977年)5月	36			パラメータ_交付年月日
25	有効期限	N 例) 昭和52年(1977年)5月	36			有効期限
26	カスタマバーコード	X	50			送付先郵便番号と送付先住所を利用する。PKG標準
27	詳細健診対象者コメント	N	30		4	VG結果情報 結果値は「000001」(該当)の場合、「前年 度データ項目該当」を設定する。 (業務CD:2001、種別CD:パラメータの実施種別CD(VZ コード:800022⇒分類コード1より取得する。)、事業 CD:2005、受診日:(パラメータ_年度-1)+'0401'~パラ メータ_年度+'0331'、項目CD:89000017)

送付先郵便番号

郵便区内特別

送付先住所

送付先方書

送付先氏名

カスタマバーコード

連番

令和8年度 特定健康診査受診券

【健診当日、この受診券が必要です。医療機関に必ず提出してください。】

令和8年(2026年) *月**日 交付

受診券整理番号

受診券整理番号

受診者 氏名

氏名

住 所

住所・方書

性 別

性別

生 年 月 日

昭和**年(19**年) **月**日

有 効 期 限

令和**年(202*年) **月**日

<特定健康診査の内容>

血液検査（脂質検査・血糖検査・肝機能検査・腎機能検査・痛風検査・貧血検査）

心電図検査、尿検査、内科診察、身体計測、血圧測定

特定健康診査の自己負担金 : 無 料

***裏面の注意事項を必ずお読みの上、受診してください。**

有効期限内であっても、和歌山市国民健康保険から脱退等された場合は、この受診券を使用しての受診はできません。

【*****】

保険者所在地：和歌山市七番丁23番地 保険者電話番号：073-435-1215

保険者番号・名称：

0	0	3	0	0	0	1	2
---	---	---	---	---	---	---	---

 和歌山市

支払代行機関番号：93099026 支払代行機関名：和歌山県国民健康保険団体連合会

特定健康診査等受診上の注意事項

1. 表面の記載事項に変更があった場合には、すみやかに保険者（以下の担当課）に受診券を提出し、訂正を受けてください。
2. 受診時には、この受診券を窓口に提出するとともに、次のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。
 - ① マイナ保険証※
 - ② 資格確認書

※マイナ保険証での受付が上手くいかなかった場合は、「資格情報のお知らせ」または、「マイナポータルの保険資格画面」を合わせて提示してください。
3. 受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. この受診券で特定健康診査か人間ドックのいずれか一方を受診することができます。
5. 特定健康診査結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、特定保健指導やその他保健事業（医療費分析や各種教室等）に活用しますので、ご了承の上、受診願います。また、この受診券で受診する人間ドックについても同様です。
6. 健診結果のデータファイルは、支払代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
7. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診はできません。速やかにこの券を保険者に返却してください。
資格喪失後に和歌山市国民健康保険の受診券を使って受診されますと、健診費用を返還していただくことがありますのでご注意ください。
また、再発行等で重複受診された場合も、同様です。
8. 今年度、国民健康保険の特定健康診査以外で特定健康診査の検査項目を測定し、その結果をご提供いただけますと、特定健康診査の受診率に含めることができます。
次の担当課までご連絡ください。

(担当課) 和歌山市 国保年金課 保健事業班 電話番号：073-435-1215

*特定健康診査結果は、地域住民の健康増進を図る観点から和歌山市地域保健課において保健指導や健康相談を実施する目的で情報を提供することができます。提供した情報は、地域保健課において保健指導や健康相談を実施する以外の目的に使用されることはありません。なお、このような健診結果の扱いを希望されない場合には、その旨を担当課までご連絡ください。ご連絡いただいた場合には、情報の提供をいたしません。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、特定健診受診券等の封入封緘及び印刷業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、特定健診受診券等の封入封緘及び印刷業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和8年5月31日までとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、_____円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関する必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第11条 乙は、第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、委託金額の30%の範囲で甲の指定する金額の違約金を支払わなければならない。

2 乙が、その責めに帰すべき事由により納入日時までに全ての成果品を納入しないときは、

甲は、違約金として、納入時刻から起算した遅延日数に応じ、1日あたり委託金額の10%の割合による金額を委託金から減額する（1日未満の端数は、1日とする。）。その遅延日数が10日に達したときは、乙は、委託金の請求権を喪失の上、第15条第1項第5号に該当するものとみなす。

3 前2項の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し、違約金とは別に損害賠償を請求することができる。

（甲の債務不履行）

第12条 乙は、甲の帰すべき事由により第14条第2項の規定による委託金の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（確認）

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

（委託金の支払）

第14条 乙は、委託業務の全てについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。なお、甲から第11条の規定による違約金及び損害賠償請求を受けた場合は、これらの金額を減額しなければならない。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならぬ。

（甲の解除権）

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）その責に帰すべき事由により契約期間中委託業務を処理する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（3）第23条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

（4）第24条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、又は、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合は、その時までに納入した成果品について、第13条の確認を受けた後、甲に対し、その部分に相応する委託金を請求することができる。ただし、第11条による違約金及び損害賠償の請求を妨げられず、甲からこれらの請求を受けた場合は、その金額を減額しなければならない。

第16条 甲は、契約期間中、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して14日前までに通知をして契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第2項本文の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
（暴力団等排除に係る解除）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以

下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為につ

いて刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をすることができる。

- （1）第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- （2）第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第15条第2項本文の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（契約不適合責任）

第20条 甲は、第13条の規定による確認の日から甲が指定する日まで、成果物が種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合しない場合、その不適合のない成果品の再制作を乙に対し、請求することができる。

2 甲は、前項の不適合のない成果品に替え、損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

（秘密の保持等）

第22条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第23条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第24条 乙は、委託業務の履行に当たっては、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（補則）

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだすときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第1 1 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求ること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第1 2 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第1 3 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。